

四街道市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の保護者がおむつ替え又は授乳等を行うことができる設備を有する施設を、四街道市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録するとともに、広く周知することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境を整備し、もって地域全体で子育てしやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内にある公共施設、子育て支援施設、来訪者を限定しない民間施設等であって、次の各号に掲げるいずれか又は両方の提供が可能な施設で、当該設備の利用を希望する者が無料で利用できるものをいう。ただし、子どもの健全育成を妨げるおそれのある施設は除くものとする。

- (1) おむつ替えのできる場所 ベビーベット等、おむつ替えができる設備を有していること。
- (2) 授乳ができる場所 四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーテーション等で仕切られたスペース等で、利用者のプライバシーの確保がなされていること。

（調乳用のお湯の提供をする場合にあつては、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて(平成19年6月5日付け食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知)に基づきお湯を提供できる設備を有していること。)

(利用者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児（概ね3歳未満の児童）及びその保護者とする。

(登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅に登録を希望する施設の代表者（以下「申込者」という。）は、四街道市赤ちゃんの駅登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査及び必要に応じて施設等を調査し、登録要件を満たしていると認めたときは、四街道市赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、四街道市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(登録の変更等)

第5条 前条第2項により登録された施設（以下「登録施設」という。）の代表者は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、四街道市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更・廃止の届け出があった場合は、赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）通知書（様式第5号）により登録施設の代表者に通知するものとする。

（登録の解除）

第6条 市長は、登録施設の代表者がこの要綱、関係法令に違反したとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により解除をした場合は、理由を付して四街道市赤ちゃんの駅登録解除通知書（様式第6号）により登録施設の代表者に通知するものとする。

（運営管理）

第7条 登録施設の代表者は、自己の責任において赤ちゃんの駅の運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営管理の責任者を置くこと。
 - (2) 出入口をはじめ、登録施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。
 - (3) 登録施設の利用にあたっての安全の確保について、十分に配慮すること。
- 2 運営管理の責任者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に努めるものとする。
 - (1) 換気、保温、清掃等による清潔で良好な状態の維持
 - (2) 事故や盗難防止等の安全管理
 - (3) 不審者の侵入等の防止
 - 3 赤ちゃんの駅の設備は、登録施設の代表者が自己の責任において提供するものとし、その提供は申込書に記載された内容に基づき行うものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、運営管理の責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができるものとする。
 - (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
 - (2) 利用者が、運営管理の責任者の指示に従わなかったとき。
 - (3) その他施設管理上の支障があるとき。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可なく立ち入らないこと。
- (3) 紙おむつ等のごみは、持ち帰ること。ただし、施設において専用のごみ箱等を用意するなど、廃棄を許容している場合はこの限りではない。
- (4) 赤ちゃんの駅を利用する際の乳幼児及び保護者の安全は、利用者の責任において確保すること。
- (5) その他登録施設の利用条件又は代表者の指示に従うこと。

(表示等)

第9条 登録施設には、表示用のステッカー等を利用者の目のつきやすい場所に掲示するとともに、外出中の親子が気兼ねなくおむつ替え又は授乳できるような環境づくりに努めるものとする。

2 ステッカー等については、市が用意し、その掲示及び管理は、登録施設の代表者が行うものとする。

3 登録施設の代表者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地等を市の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により公表することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

年 月 日

四街道市長 様

所在地
名称
代表者氏名

四街道市赤ちゃんの駅登録申込書

次の施設について、四街道市赤ちゃんの駅に登録することを申込みます。

施設名		
所在地		
電話番号		
ホームページアドレス		
業務時間		
定休日		
駐車場 (有無、有料、無料等)		
赤ちゃんの駅	サービス内容 いずれか1つ以上 整備されている設備に○	1 おむつ替えのできる場所 2 授乳ができる場所 3 その他 ()
	利用時間	
	利用場所 (階数、設備等)	
	利用にあたって の留意事項	
	その他特記事項	
担当者連絡先	担当部署 電話 電子メールアドレス	担当者 FAX

様式第2号（第4条第2項）

四街道市赤ちゃんの駅登録台帳

登録 番号	登録日	施設名	所在地	登録内容（該当するものに○）			利用時間
				授乳	おむつ替え	その他	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市赤ちゃんの駅登録通知書

年 月 日付で申込みがありましたこのことについて、次のとおり登録しましたので通知します。

施設名	
所在地	
サービス内容 いずれか1つ以上 整備されている設備に○	1 おむつ替えのできる場所 2 授乳ができる場所 3 その他（ ）
利用時間	
利用場所 (階数、設備等)	
利用にあたって の留意事項	
その他特記事項	
登録番号	
登録年月日	

様式第4号（第5条第1項）

年 月 日

四街道市長 様

所在地
名称
代表者氏名

四街道市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）届出書

次の施設について、赤ちゃんの駅の（変更・廃止）を届け出ます。

変更又は廃止日	年 月 日
変更又は廃止の理由	
変更の内容	

※ 該当する事項のみ記入してください。

様式第5号（第5条第2項）

第 号
年 月 日

様

四街道市長

㊟

四街道市赤ちゃんの駅登録（変更・廃止）通知書

年 月 日付けで赤ちゃんの駅の（変更・廃止）届出がありましたこのこと
について、次のとおり（変更・廃止）しましたので通知します。

登録施設名	
所在地	
変更又は廃止日	年 月 日
備考 （変更の内容等）	

様式第6号（第6条第2項）

第 号
年 月 日

様

四街道市長

㊟

四街道市赤ちゃんの駅登録解除通知書

次の施設について、四街道市赤ちゃんの駅の登録解除しましたので通知します。

登録施設名	
所在地	
解除日	
解除理由	